

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project

INFORMATION BRIEF

2014 Deliverables



OECD/G20「税源浸食と利益移転」(BEPS : Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクト

インフォメーション・ブリーフ (仮訳)

その他の情報

BEPS プロジェクトについて、更にお知りになりたい場合は、以下の website をご参照いただくか、又は、下記担当者までお問い合わせ下さい。

[Website]

www.oecd.org/tax/beps.htm

[担当者]

Pascal Saint-Amans, Director, OECD Centre for Tax Policy and Administration

E-mail: Pascal.Saint-Amans@oecd.org

Raffaele Russo, Head of the BEPS Project, OECD Centre for Tax Policy and Administration

E-mail: Raffaele.Russo@oecd.org

税源浸食と利益移転

グローバル化を背景として、多国籍企業が利益を海外に移すことで、納税額を大幅に削減、場合によってはほぼゼロにする機会が生まれている。現行の時代遅れになった課税ルールの間隙やミスマッチにより、利益を税務上「消失」させたり、企業が経済活動をほとんど、あるいは全く行っていない無税や低税率の国・地域へと移転したりすることが可能となっている。これらの活動は、税源浸食と利益移転（BEPS）と呼ばれる。さらに、経済に占めるサービスの重要性、およびインターネットを通じて提供されるデジタル商品・サービスの重要性が増していることも、BEPSをずっと容易なものとしている。

大半の場合については、これらの戦略は合法的である。BEPSは、租税債務の総額を削減する機会を合法的に利用しているいくつかの特定企業により生み出されている問題ではない。一部のあからさまな濫用の場合は別として、問題は課税ルールそのものにある。

国内の課税ルールと国際的な課税ルールの相互作用がもたらすこれらの予期せぬ効果は、深刻な問題を引き起こしている。納税者間の歪みを生み出し、租税制度の整合性に対する信頼に悪影響を及ぼしており、財政健全化と社会的困難の時代に特に重要な問題となっている。その結果、強靱で均衡の取れた成長を下支えするために投入できたはずの政府の収入が失われているのである。収入源の法人税依存度が総じて高い開発途上国の場合、潜在的な影響は特に甚大である。

開始から行動へ

OECDは数十年にわたり越境貿易及び投資に関する二重課税の撤廃を促進してきている。越境貿易及び投資をもたらし、成長の促進と雇用の創出に繋がることから、二重課税の撤廃は現在もOECDの主要な目標である。

しかし、現行のルールはグローバル経済における現代的な企業慣行に対応できておらず、二重課税を撤廃するためのルールは二重非課税を助長することにもなっている。

2012年11月のG20ロスカボス・サミットにおいて、OECDはBEPSの問題に対処するよう付託された。2013年のOECD閣僚理事会で採択されたBEPS宣言に従い、また、G20財務大臣会合の要請に基づき、OECDはBEPS行動計画を発表し、この行動計画は2013年9月にサンクトペテルブルクで開かれたG20首脳会合で完全に承認された。

BEPS行動計画は国際租税制度の現行の不備を是正するためのものであり、この課題に対処

すべく、各国に原則的アプローチに沿った国内的及び国際的な手段を提供するために必要な 15 の具体的な行動を特定している。この計画は、ボーダーレスなデジタル経済に対処する重要性を認識しており、ハイブリッド・ミスマッチ取決めによる二重非課税、利子控除による税源浸食、移転価格による人為的な利益移転など、BEPS 問題を防止するための一連の新基準を策定するものである。これには、透明性の向上、国際協力の緊密化、実施への整合的アプローチが必要となる。BEPS 行動計画は、納税者にとって確実性と一貫性を高めることが重要であることや、税務当局間のより効果的な紛争処理メカニズムを構築する必要があることを浮き彫りにしている。

連携

BEPS プロジェクトは、課税に関する国際協力の歴史において転機となるものである。BEPS プロジェクトの運営機関である OECD 租税委員会 (CFA) には、OECD の全加盟国と BEPS 協力国 (G20 メンバーのうち OECD 非加盟の 8 カ国及び OECD 加盟申請国＝アルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、インド、インドネシア、ラトビア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ) から成る 44 カ国が平等な立場で結集している。2014 年報告書のような CFA により採択される措置は、OECD 加盟国や G20 加盟国の専門家で構成される専門作業部会により、開発途上国からの情報も取り入れつつ、企業、労働組合、市民社会組織、学界などとの広範な協議も踏まえて策定されている。BEPS の協議プロセスには、85 以上の低・中所得国 (これまでにプロジェクトに参加した国・地域の総数は 142) が参加し、討議草案に寄せられたコメントは 3,500 ページ以上に上り、公開協議も 5 回行われた。BEPS に関するウェブキャストも 3 回行われ、1 万人以上に視聴されている。

2014 年報告書

現在、OECD 加盟国と BEPS 協力国は、行動計画の最初の 7 つの成果文書について一致して合意している。これらの措置の実施は、BEPS に関する主要な課題に対処する上で大きな効果を発揮する。例えば、2014 年の成果文書には、コストのかかる単一の費用に対する複数回にわたる控除や、他国で相応の課税がなされない一国での控除などに終止符を打つ、ハイブリッド・ミスマッチ無効化のモデルルール (行動 2) が盛り込まれている。行動 5 に基づく作業は、サービス活動の立地に対する租税上の恣意的影響に焦点を当てた、有害な租税慣行的を絞ったもので、課税ルールの透明性や知的財産その他の優遇制度における実質的活動の評価手法の面で進展がなされている。条約漁りその他の形態による条約の濫用は行動 6 の対象とされており、全ての国が、条約濫用防止規定を租税条約に盛り込むべきだという点で一致している。行動 8 に基づき、移転価格の算定ルールによる価値創出と移転価格の一致確保に関する作業が、無形資産に焦点を当てて開始されており、例えば

キャッシュ・ボックスなどにより利益を無税や低税率の国・地域へと人為的に移転することはもはや許されないということが合意されている。移転価格の算定ルールに関するこの作業は、行動計画で予定されている行動 9 及び 10 を含め、2015 年にも引き続き進展する。

企業の法令遵守コストを抑制しつつ税務行政の透明性を改善させることについては大幅な進展がなされており、多国籍企業の利益、経済活動、税額の国別報告など、移転価格算定の文書化に関して合意されている。さらに広範に見れば、電子経済によりもたらされる税務上の課題が明確化されており、この作業は 2015 年までにさらに大きな注目を集めるだろう。総じて、BEPS 措置の実施という問題については、各国は、行動 15 に基づき、多国間協定を通じて BEPS 措置を実施する可能性について合意している。

行動計画の 7 分野にわたるこれらの措置は、BEPS の根絶に向けた重要な前進である。2015 年報告書と合わせて見れば、また、二重課税回避条約や国内法に対して一旦実施されれば、これらの措置は、クロスボーダー環境における法人税制度の「一貫性」を確保し、租税条約や移転価格算定の分野に「実体」の要件を導入し、確実性と予見可能性を促進しつつ「透明性」を確保することに繋がるとみられる。

次のステップ

2014 年の BEPS に関する成果物の報告は、OECD・G20 諸国がどのように連携し、世界的影響力を有する重要な改革への合意アプローチを生み出しているかを示している。BEPS 行動計画の残りの要素に関する作業は、専門作業部会、開発途上国の BEPS に関する優先的課題に焦点を当てた、開発途上国との強力かつ的を絞らんだ連携、そして企業、市民社会、学界、その他の国際機関及び地域機関との対話を通じて、今後も継続していく。このような情報の多様性は、政策決定者が引き続きこれらの困難な問題に関する様々な視点に対する理解を深め、最適な解決策を生み出すための助けとなる。

BEPS プロジェクトの次なる成果物は、2015 年 9 月及び 12 月に報告される予定である。同時に、2014 年報告書についても、2015 年報告書との相互作用を含め、積み残されている専門的課題があれば対応するとともに、あらゆる問題に関して実施方法及び実務ガイダンスを策定すべく、さらに推敲される。

2015 年報告書には、以下の分野に関する勧告を策定する作業が含まれる。

行動 3: 海外で計上される多額の課税されない利益に対応するためのツールを各国に提供するための、効果的な CFC（被支配外国法人）ルール設計関連

行動 4: 支払利子控除やその他の金融取引を通じた税源浸食を制限するルール関連

行動 5: 知的財産の優遇税制に焦点を当てた、有害な税制慣行の防止に関する作業の継続

行動 7: 開発途上国及び新興経済国にとって特に重要な問題となっている、恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止関連

行動 8～10: 無形資産、リスク及び資本、その他のハイリスク取引に関する、移転価格算定ルールの結果と価値創出の一致確保関連

行動 11: 国際的な波及効果を含め、BEPS に関してデータを収集し、経済分析を行うための手法関連

行動 12: 濫用的タックスプランニング（ATP）取決めの情報開示を義務づける国内ルール関連

行動 14: 税務当局間の紛争処理メカニズムの実効性強化関連

CFA は 2015 年 1 月、BEPS 行動計画の実施を効率化するための多国間条約について交渉する国際会議開催の付託草案についても検討する（**行動 15**）。

BEPS プロジェクトは、持続可能で均衡の取れた成長を下支えするより公正な国際租税制度という、OECD 加盟国及び BEPS 協力国の共通目標に対して包括的で原則的なアプローチをとる全体的なパッケージをもたらすものである。